

# 暮らしの情報

## 平成18年7月から 国民年金保険料の 免除制度が変わります

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難なときに、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

10、400円)が新たに加わり、4種類になりました。申請免除できる方は、本人と配偶者および世帯主の全員が次のいずれかに該当することが要件となります。

● 所得が基準額以下の方(※別表参照)  
● 失業、事業の廃止、天災などにあったことが確認できる方  
● 障害者または寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方

● 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方  
● 特別障害給付金を受けている方

**若年者納付猶予制度**  
30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が少なく保険料を納付できない場合は、保険料の納付が猶予されます。

**学生納付特例制度**  
大学や専門学校等の学生の方で、本人の前年所得が118万円以下の場合には保険料の納付が

〈別表〉 免除基準額の目安

単位：万円

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162	230	282	335
2人世帯 (夫婦のみ)	92	142	195	247
単身世帯	57	93	141	189

※前年の所得で審査します



猶予されます。  
手続きに必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号が分かるもの(納付書等)
- 認印(本人が署名する場合は不要)
- 失業などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証の写し等)
- 学生の方は、学生証(コピー可)または在学証明書(継続申請の方は省略できます)
- 転入された方は、前年または前々年の所得を証明する書類

〈問い合わせ先〉

- 保険年金課年金班 ☎62-53332
- 海上支所住民室 ☎55-3114
- 飯岡支所住民室 ☎57-3115
- 千潟支所住民室 ☎68-1075
- 佐原社会保険事務所 ☎0478-55-1661

## 公共下水道工事 交通規制にご協力を

市民の皆さんのご協力により、公共下水道工事は順調に進んでいます。今年度は、幹線管渠工事と面整備の管渠工事を行います。

工事のため、交通規制が実施されますので、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**工事期間**／7月1日(土)～平成19年3月25日(日)(予定)

**工事区域**／旭市口の東町・網戸地区の一部、大正道路東側でJR総武本線南側の周辺約4・2ヘクタールの区域(区域内の市道等に污水管を埋設)

〈規制方法〉

● 工事期間中は、片側交互通行または、迂回路を設けて通行止めになります。

● 大正道路内の横断工事等の際一部で夜間工事を行います。

● 工事区域内の一部の狭い道路では全面通行止めになります。

● 昨年度、管渠を埋設した旭市二の袋地区加納院東側周辺区域についても、舗装復旧工事を併せて行います。

● 渋滞等が予想されますので、迂回にご協力をお願いします。

〈問い合わせ先〉

下水道課 ☎62-5357

